

社会福祉法人 愛媛県共同募金会
共同募金配分基準

I.配分区分

愛媛県共同募金会(以下「本会」という)の共同募金の配分は、広域的(全県の視点)配分事業に活用されるA募金と市町ごとの地域で活用されるB募金、並びに歳末たすけあい募金(C募金)に区分して行うものとする。

II.A募金及びB募金の配分

1. A募金の対象

事業名	事業内容	配分額
赤い羽根地域福祉推進号特別事業	市町社会福祉協議会が地域福祉推進に必要な車両又はバイクの整備事業(介護保険事業を除く)	整備に直接必要と認められる額の3/4以内または、次の限度額の低い方とする。 ① マイクロバス……………250万円 ② リフト付車両……………200万円 ③ 訪問用・移送用車両……………150万円 ④ 訪問用バイク…本会が必要と認めた額
児童養護施設進学・就職等支度支援事業	児童養護施設から社会に巣立っていく児童に対し、一人立ちするための自動車運転免許の取得費用や生活用品の購入等の経費を助成するものとする。	一人あたり30万円を限度とする。
ボランティア・NPO支援事業	地域福祉活動を推進する住民主体の様々なボランティア活動や、従来までの福祉の領域にとらわれない新しい分野にかかる先駆的・開拓的福祉活動を発掘・育成する事業	実施しようとする事業活動に係る経費の3/4以内とし、1事業30万円を限度とする。
障害福祉サービス事業所整備事業	NPO法人または非法人の地域活動支援センター・就労支援事業所等の機器・車両等の整備【利用者数が5名以上かつ、1週間の作業日数が3日以上】	整備に直接必要と認められる額の3/4以内または、次の限度額の低い方とする。 ① 移送用車両……………150万円 ② 機器・備品……………50万円 ③ パソコン……………15万円

事業名	事業内容	配分額
広域活動支援事業	県域または複数の市町を活動地域とする事業とする。	配分限度額は総事業費の 3/4 以内とし、上限 30 万円とする。 【暫定期間として、2021 年度(2022 年度事業)～2023 年度(2024 年度事業)の 3 年間は、上限 50 万円とする。】 但し、 a) 同一団体による同一事業または類似の事業は直近 3 年間の決定金額を上限とする。 b) 同一団体による同一事業または類似の事業の申請は 3 年を限度とする。 【2021 年度(2022 年度事業)申請を 1 年目として起算する】
災害等準備金	災害救助法が適用された大規模災害のボランティア活動に対する支援など	社会福祉法第 118 条の規定により、災害救助法第 2 条に規定する災害の発生その他厚生省令で定める割合を乗じて得た額を上限として積立てるものとする。
災害見舞金	火災・自然災害等の被災者に対する見舞金	死亡、全焼 ……………各 2 万円
全県的(広域的)視点で行うべき配分事業	全県的視点で行うべき配分事業か否かを配分委員会、理事会・評議員会にて審議	

※配分に当たっての留意事項

- (1) 複数の施設を持つ法人の配分にあたっては、1 法人に片寄った配分は避けるように留意する。
- (2) 新規施設の配分にあたっては、申請年度の 4 月 1 日に施設を開設しているものとする。
- (3) 施設整備の配分は、当該施設の整備計画に基づき、資産状況等を勘案して配分する。

2. B 募金の配分

(1) 対象事業

市町社会福祉協議会や地区等における老人、障害児・者をはじめ児童・青少年、母子父子の福祉活動や住民全般の福祉育成・援助を行う事業

(2) 配分額

配分額は、B 実績額とする。

Ⅲ. 歳末たすけあい募金(C 募金)

1. 地域歳末たすけあい

地域歳末たすけあいの配分については、別に定める「地域歳末たすけあい募金要項」による。

2. NHK歳末たすけあい

NHK歳末たすけあいの配分については、別に定める「NHK歳末たすけあい配分方針」による。